

住まいに関する支援制度一覧

市町村名:伊勢崎市

区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (労働者住宅資金等)	融資 労働者住宅資金	①市内の新築、増築、改築、新築住宅購入のための資金(リフォームは対象外) ②土地購入のための資金(3年以内に住宅を建設できる人)	市内に居住または勤務する労働者で、市内に住宅の建設または住宅地及び新築住宅を購入しようとする方。事前着工は対象外となります。	2,000万円	年利2.0%以内	20年内(返済の最終年は、満65歳まで)	R2年4月1日～R2年12月18日	—	商工労働課	0270-27-2755(直通)	http://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/shoko/yushirousei/2675.html	返済方法:元利均等月賦償還又は半年賦併用月賦償還申込窓口:市内各金融機関
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成 伊勢崎市高齢者住宅改造費補助事業	高齢者の在宅生活の継続を目的として、高齢者の居住する家屋内を改造する場合に補助金を交付する。 補助対象とする工事は、家屋内のリニアフリーエル等。	60歳以上の高齢者 ①自立～要介護1～所得税非課税のひとり暮らし又は高齢者世帯 ②要介護2以上～生計中心者の所得税額8万円以下	50万円／戸	対象となる改造経費 (上限600,000円)に 6分の5を乗じた額	—	工事着工前	—	高齢政策課	0270-27-2752(直通)	https://www.city.isesaki.lg.jp/kurashi/iryo/fukushi/senior/service/4273.html	新築・増築は対象外
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成 伊勢崎市重度身体障害者(児)住宅改造補助金	新築及び増築を除く浴室、便所、玄関、台所及びその他の市長が特に必要と認めた工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業	次の各号の全てに該当するものがいる世帯 ①本市の住民基本台帳に記録されている者 ②身体障害者手帳の交付を受けている者 ③次のみずれかに該当する者 ④下肢の障害者で1級又は2級の者 ⑤体幹機能障害で1級又は2級の者 ⑥下肢及び体幹の重複障害者で1級又は2級の者 ⑦視覚の障害者で1級の者 ⑧上肢の障害者で1級又は2級の者 ⑨上肢と下肢共に4級以上の障害のある者 ⑩当該年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者、ただし、申請時において、当該年度の市町村民税額が確定していないときは、前年度の市町村民税所得割額とする。	50万円	—	—	工事着工前	—	障害福祉課	0270-27-2753(直通)	https://www.city.isesaki.lg.jp/kurashi/iryo/fukushi/handicapped/496.html	介護保険の居住地介護(支援)在宅改修費又は重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる工事については補助対象としない。この場合は介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、なお、それらの給付額を越える改造経費がある場合については、その超過額を補助対象とすることができます。
リフォーム資金 (障害者地域生活支援事業/住宅改修費給付事業)	助成 伊勢崎市障害者地域生活支援事業/住宅改修費給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児者が段差解消等住環境の改善を行う住宅改修対象となる住宅改修の範囲 ①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④引戸戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	・対象者が現に居住する住宅 ・市内に住所を有し、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害・移動機能障害に限る)を有する身体障害者及び学齢児以上の身体障害児であつて障害程度等級3級以上の者 ①当該年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯	20万円	—	—	工事着工前	—	障害福祉課	0270-27-2753(直通)	https://www.city.isesaki.lg.jp/inde.html	・介護保険の住宅介護(支援)住宅改修費の給付対象となる工事については補助対象としない。 原則1回 ・市民税非課税世帯は自己負担無し ・市民税課税世帯は市民税合計金額により2～5割自己負担あり
合併処理浄化槽設置費	助成 伊勢崎市浄化槽整備事業費補助事業	公共下水道・農業集落排水・市設置浄化槽の各処理区域外に、申請者が居住するための建物に10人槽以下の浄化槽を設置する工事 ①合併処理浄化槽の新規設置に要する費用 ②単独処理浄化槽等の転換撤去及び宅内配管工事に要する費用の一部を助成する	(1)建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請又は法第5条第1項の規定による設備の届出を行い浄化槽を設置する者 (2)補助事業期間内に浄化槽の設置ができる者 (3)自己が居住する建物に浄化槽を設置する者 (4)単独処理浄化槽等の適正な処分ができる者 (5)既に合併処理浄化槽設置補助金の交付を受けていない者 (6)公共事業に係る浄化槽等の補償を受けっていない者	①住宅新築の際に、合併浄化槽を設置 5人槽:150,000円 7人槽:180,000円 10人槽:210,000円 ②単独浄化槽等を使用している住宅を建て替えて合併浄化槽を設置 5人槽:250,000円 7人槽:280,000円 10人槽:310,000円 ③単独浄化槽等を適正に撤去、または、雨水貯留槽に再利用し合併浄化槽を設置 5人槽:650,000円 7人槽:680,000円 10人槽:710,000円 ④③のうち、単独浄化槽等をやむを得ない理由により、撤去までに合併浄化槽を設置 5人槽:450,000円 7人槽:480,000円 10人槽:510,000円	R2.4.1(月)～ R3.12(金) ただし、R3.2.26(金)までに実績報告書を提出できるものに限る。	予算の限り	—	—	環境政策課 清掃企画係	0270-27-2732	http://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/kankyo/bankyo/seiso/2451.html	・浄化槽の工事開始の2週間前までに申請が必要です。 申請者が用意する書類のほかに、浄化槽工事をする業者が用意する書類が必要です。 限度額の②、③、④の補助額には県の工コ補助金を含んでいます。また、単独処理浄化槽等を適切に撤去したことが確認できる写真等が必要です。
水洗便所改修資金融資	融資 伊勢崎市公共下水道水洗便所改修資金融資事業	くみ取り便所、浄化槽を廃止し、水洗便所に改修するために必要な工事	融資の対象となる改修工事を行った建築物の所有者又は改修工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者 (1)市内の公共下水道に接続する改修工事であること。 (2)法人または店舗、旅館、官公署その他の事業所が事業のために使用しているものは対象になりません。	500,000円	年6.5%以内	4年以内	随時	予算の限り	下水道整備課 排水設備係	0270-27-2777 0270-27-2778	http://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/suidokyoo/gesui_seibi/haisui/2024.html	融資の申し込みは下水道接続工事の申し込みの際、指定工事店が代行し、市の指定する金融機関が審査を行い、融資の決定を行います。
水洗便所改修資金補助金	助成 伊勢崎市公共下水道水洗便所普及促進事業	処理区域となった供用開始日から3年以内に、くみ取り便所、浄化槽を廃止して、公共下水道、農業集落排水事業に接続する工事	処理区域となった供用開始日から3年以内に、くみ取り便所、浄化槽を廃止して、公共下水道、農業集落排水事業に接続する場合に助成を行っています。 ただし、法人または店舗、旅館、官公署その他の事業所が事業のために使用しているものは対象なりません。	供用開始日から 1年以内 に接続した場合 35,000円 2年以内 に接続した場合 25,000円 3年以内 に接続した場合 15,000円	—	—	—	—	下水道整備課 排水設備係	0270-27-2777 0270-27-2778	http://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/suidokyoo/gesui_seibi/haisui/2024.html	工事完成届提出の際、指定工事店が代行します。
生ごみ処理機設置費	助成 生ごみ処理器助成金制度	●生ごみ処理器購入者 ●ディスポーザ設置者 (公共下水道に設置する場合には、公共下水道伊勢崎処理区域内に限る) (合併浄化槽に設置する場合には、浄化槽がディスポーザ対応型であること)	1世帯につき1台まで助成 ただし、堆肥式処理器は2台まで助成	2万円	購入価格(消費税を含む)の半額 (100円未満切捨て)	—	申請は購入後 (領収書の日付) 1年以内	予算の限り	環境政策課	0270-27-2732(直通)	https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/kankyo/bankyo/sigen/oshirase/2533.html	—
耐震診断費	助成 伊勢崎市木造住宅耐震診断事業	(社)群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者による耐震診断に要する費用	①昭和56年5月31以前に建築確認を受けて建築された一戸建ての住宅及び併用住宅(住宅部分の面積が1/2以上のもの) ②階数が地上2階建以下でのもの ③木造在来軸組工法によって建てられたもの ④木造住宅の所有者は、市税を滞納していないこと	無料	—	—	—	—	建築指導課	0270-27-2762(直通)	http://www.city.isesaki.lg.jp/kurasihisumai/koei/4954.html	交通費(一律1,000円)個人負担となります。耐震診断者に直接お支払いいただけます
耐震改修費	助成 伊勢崎市木造住宅耐震改修補助事業	伊勢崎市木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅について、耐震改修の判定基準に係る上部構造耐力の評価を1.0以上とする工事(設計費、工事費、工事監理費)	①伊勢崎市木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅を所有する方 ②市税を滞納していないこと	100万円／戸	改修費用の1/2	R2年5月11日～ R2年12月11日	5件	建築指導課	0270-27-2762(直通)	http://www.city.isesaki.lg.jp/kurasihisumai/koei/5016.html	—	
部分耐震改修費	助成 伊勢崎市木造住宅部分耐震改修補助事業	伊勢崎市木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の2階建ての木造住宅について、1階部分の耐震改修の判定基準に係る上部構造耐力の評価を1.0以上とする工事(設計費、工事費、工事監理費)	①伊勢崎市木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅を所有する方 ②市税を滞納していないこと	20万円／戸	改修費用の1/2	R2年5月11日～ R2年12月11日	2件	建築指導課	0270-27-2762(直通)	http://www.city.isesaki.lg.jp/kurasihisumai/koei/5019.html	—	
耐震シェルター等設置費	助成 伊勢崎市耐震シェルター等設置修補助事業	伊勢崎市木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅について、1階部分に耐震シェルター又は防災ベッドを設置する事業	①高齢者のみで構成される世帯又は障害者が同居する世帯に属する木造住宅の所有者で、当該木造住宅に居住する者 ②市税を滞納していないこと ③伊勢崎市木造住宅耐震改修補助事業の補助金を受けていないこと	20万円／戸	設置費用の2/3	R2年5月11日～ R2年12月18日	3件	建築指導課	0270-27-2762(直通)	http://www.city.isesaki.lg.jp/kurasihisumai/koei/5020.html	—	
その他	助成 伊勢崎市住宅リフォーム助成事業	①平成22年以前に建築した市内にある住宅の工事 ②申請者が居住する住宅のリフォーム工事 ③対象工事費10万円以上(消費税除く)の工事 ④助成金交付決定日以降に着手する工事 ⑤平成30年度、令和元年度に本事業を利用していない住宅の工事	①伊勢崎市内に住民登録のある市民 ②対象住宅に令和2年4月1日時点で2年以上継続して居住する個人住宅の所有者 ③市税を完納している方 ④令和元年の合計所得金額が700万円以下の方 ⑤平成30年度、令和元年度に本事業を利用していない方	8万円	対象工事費の30%	R2年5月31日～ R2年6月30日	8000万円 (超過分は補正予算にて対応)	商工労働課	0270-27-2754(直通)	http://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/shoko/syokuousinkou/6649.html	工事完了期限はR3年1月31日(日)まで。 市内に事務所などを有する法人または住所を有する個人事業者が施工する工事が助成対象となる。	